

広報

YAME

やめ

【今月の主な内容】

- 空き家再生・活用する提案を募集します 2
- 「なぜ」の心を大事に 4~5
- 国保税の税率が変わります 6~7
- 65歳以上の介護保険料をお知らせします 8~9
- 後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ 14~15

夏が来た！

梅雨の晴れ間の6月12日(金) 市内小学校で一番早のプール開きが川崎小学校で行われ、子どもたちの歓声が響いていました。

2015(平成27年)

No.1071

7

空き家を再生・活用する提案 (モデル事業) を募集します



空き家を「まちづくりの資源」と捉えて、まちづくりに役立つ空き家の活用方法の提案を募集します。審査の結果、優れた提案と認められたものに対しては、その実現に必要な改修費用など最高500万円を補助します。

◆対象となる事業 空き家を再生または活用して実施する事業で、まちの再生や地域活性化に役立つ先端的なモデルとなるもの

◆応募資格 ①再生または活用しようとする空き家がある地域の自治組織

②市民活動団体等で、①の自治組織と連携が図れるもの など

◆対象となる空き家の要件

①市内にあり、事業の実施について所有者等が了承していること

②同一部位に対して市の類似の補助金を受けていないこと など

◆事業を実施する際の要件

①10年以上は継続して事業を実施する意思があること

②事業の進捗状況や活動状況について、継続的に情報発信すること

③地域の良好な生活環境の維持や周辺環境との調和に留意すること など

◆補助の対象となる工事等

①設計・監理費

②台所、浴室、洗面所、便所の改修

③給排水、電気、ガスの設備の改修

④外装、内装の改修

⑤什器類の購入 などのうち、事業を実施するために必要なもの

◆応募締切 7月31日(金)

◆応募方法 詳しい応募要領や応募用紙は、地域づくり・文化振興課に準備しています。または市ホームページからダウンロードしてください。

◆問い合わせ 地域づくり・文化振興課

地域づくり推進係 (0233-12224)

平成27年度

八女市未来づくり協議会 (総会) を開催しました

協議会に基づきまちづくりの推進を進めている「八女市未来づくり協議会」の平成27年度総会が5月28日(木)、八女市役所で開催されました。21のまちづくり団体から41人の委員が出席し、本年度の重点活動や事業計画等について承認されました。

●役員体制 (敬称略)

| | | |
|-----|-------|----|
| 会長 | 草場雄二郎 | 黒木 |
| 副会長 | 松延 溥之 | 八女 |
| 〃 | 野中 鐵也 | 上陽 |
| 〃 | 福原 信彬 | 立花 |
| 〃 | 田島富士雄 | 矢部 |
| 〃 | 田中 和俊 | 星野 |

●今後の重点活動

①地域振興計画の推進

②まちづくり団体の人材育成と体制強化の環境づくり

③女性グループおよび女性リーダーの育成

●27年度主な事業計画

①地域づくり活動事例発表会の開催 ②地域づくり研修会(講演会)の開催 ③地域づくり研修会(先進地視察研修)の開催

総会終了後、市執行部との意見交換会が地方創生への取り組みをテーマに開催され、各地区の地域振興計画の活用など、活発な意見交換が行われました。

4団体が新たに
地域振興計画書を
策定!



21のまちづくり団体のうち、新たに4団体が地域振興計画書を策定し、昨年度までに14団体の地域振興計画書が完成しました。住民アンケートや集落座談会、ワークショップ等を通じて住民の声を反映し、地域の方針や将来像を踏まえた各まちづくり団体の手づくりの計画書となつていきます。この計画を実現するため、地域の皆様のご理解とご協力をよろしく願います。

■平成26年度に地域振興計画書を策定した団体

①岡山校区まちづくり協議会

②豊岡地区自治運営協議会

③夢かさほら自治運営協議会

④北山地区地域振興会議

●問い合わせ 地域づくり・文化振興課地域づくり推進係

(0233-12224)

mayor's column

市長コラム ② 市民協働の まちづくりを



▽先日「市民との協働によるまちづくり提案事業報告会」が開催されました。この事業は、市民団体やNPO等の特性をまちづくりに活用しようとするもので、平成26年度に採択された10団体から、土橋市場活性化や奥八女の体験型観光資源ルート開発、筑紫君磐井ミュージカルなど、幅広い分野で実践報告をいただきました。▽これらの団体に共通することは、それぞれの課題に対し、自ら考え、想いを共有する仲間と連携し、変化を恐れず行動しているということです。もちろん地域づくりにはこれまで行政としてもカバーしてきたところですが、やはり市民が主体となった活動こそが、八女市の地域資源(魅力)に「新しい風」を吹き込み、地域の魅力に「磨き」をかけることにつながっていくのではないかと思います。▽今年度も12団体の事業提案が採択されました。これらの活動により、自分たちなりの地域づくりを考えている人たちが、「よし、自分たちも何かやってみよう」と刺激を受け、さらにまちづくりに参画する市民の輪が広がることを期待しています。

三日村 純二



7月1日(水)
~31日(金)

川のふるさと文化館
(旧矢部中学校校舎)

日向神ダムに消えて55年
写真で見ると懐かしい姿



水没前と現在

日向神ダム完成から55年を記念して、7月1日~31日まで、矢部村の「川のふるさと文化館（旧矢部中学校校舎）」で、「ふるさとメモ・ワール展」が開催されます。この催しは、昭和35年（1960年）に洪水防止・農業水利・発電のために完成した日向神ダムのことを知ってもらうとともに、ダムに沈んだ往時の

村の様子を知ってもらおうと企画されたもので、福岡県日向神ダム管理出張所や地域住民の皆さんが保存していた写真数十点が展示されます。展示される写真では、村内の生活の様子をはじめ、映画館や旅館、自動車店、呉服店、木造3階建ての豪壮な民家などを確認することができます。当時の活況を伺い知ることができます。

館長の栗原浩暢さんは、「ダムの恩恵を享受している流域住民の皆さんはもちろん、ダム建設で水没し、村内外に移住した日向神地区や西園地区、笹又地区など220戸1018人ゆかりの皆さんにも来場していただき、自分のルーツを感じてほしい」と話しています。

●問い合わせ=川のふるさと文化館
(☎47・2055) ※水曜休館

ふるさとメモ・ワール展を開催します

YAME × HAWKS

八女市と福岡ソフトバンクホークスによる地域連携協定事業



がんばれ!! ソフトバンクホークス



ホークス観戦 チケットプレゼント!

7月10日(金)から配付開始

| | 月 日 | 開始時間 | 対戦チーム |
|-------------|---------|-------|-------|
| 招待試合 日 程 | 8月4日(火) | 18:00 | 日本ハム |
| | 8月5日(水) | 18:00 | 日本ハム |
| | 8月6日(木) | 18:00 | 日本ハム |

※このチケットは引換券となっていますので、観戦当日ヤフオクドーム5ゲート横の「引換窓口」にて入場券と引換えのうえ、入場ください。※なお、入場券の座席位置は福岡ソフトバンクホークス(株)指定となり、引換え時に席位置の希望はお受けできません。

福岡ソフトバンクホークスと八女市は、平成26年7月2日に「地域連携協定」を締結しました。昨年に引き続き今年も市民の皆さんをヤフオクドームで行われるホークス戦にご招待します。

- ◎配付枚数=おひとり2枚まで(先着順でなくなり次第終了)
- ◎配付会場=男女共同参画・生涯学習課(☎23・1318) / 総合体育館(☎24・1230) / おりなす八女(☎22・5332) / 黒木支所総務課(☎42・1111) / 立花支所総務課(☎23・5142) / 上陽支所総務課(☎54・2211) / 矢部支所総務課(☎47・3111) / 星野支所総務課(☎52・3112)

社会を明るくする運動強化月間 7月1日~31日

犯罪に戻らない・戻さない

第65回「社会を明るくする運動」(犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ)が全国的に実施されます。この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な取り組みです。

今回は平成26年12月に犯罪対策関係会議決定された「宣言犯罪に戻らない・戻さない」を踏まえ、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく再び受け入れる社会の実現のために、①出所者等の事情を理解したうえで雇用する企業の数を増やすこと、②帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと、この2つのことを重点に取り組んでいます。

また、取り組みの課題として、①少年非行の予防と立ち直り②飲酒運転の根絶③暴力団のない明るい社会づくり④性犯罪の防止⑤薬物乱用の防止・薬物依存からの回復支援⑥学生等の若い世代の人たちを対象とする活動の積極化の

6つを掲げています。

住民の皆様が犯罪や非行の実態を意識して、地域環境の浄化に心がけるとともに、罪を犯した人たちがや非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手をさしのべ、明るい社会を作りましょう。

「社会を明るくする運動」をテーマとした弁論大会

各中学校・高校の代表者による、安全・安心なまちづくりのための意見、日常生活や体験で感じたことを自由に述べる弁論大会です。青少年の素晴らしい意見発表を、ぜひ聴きにきてください。

- 【八女地区青少年弁論大会】
日時 7月18日(土)13時
場所 八女文化会館(八女市本町537-2)
- 【筑後地区青少年弁論大会】
日時 7月28日(火)13時
場所 大川ワークピア(大川市大字小保614-6)

- 問い合わせ 八女保護区保護司会(☎0942・527092)



おかえり。

「なぜ」の心を大事に



左より司会の城後課長、牛島さん、木下さん、野中さん

結婚するときに相手の身元調査を行ったり、友達が遊びに来たときに「家はどこね」と家族が聞いたりすることがあります。それにより傷つく人がいることをご存じですか。実はここに部落差別が隠れている場合があるのです。同和教育(部落差別)とは、ある地域に生まれた人々を自分たちとは違うものだと思いついてきた、長い歴史の中で作られた日本にしかない差別です。この問題の早急な解決は「国の責務であり、私たちがみんなに課せられた課題」です。このことを明記したものが1965年に出

された同和对策審議会答申で、通称「同対審答申」と呼ばれています。そして今年、それが出されて50年という節目の年にあたります。今回は、同和教育解決に携わってこられた3人の方にお話を伺いました。部落解放同盟八女市連絡協議会議長の牛島俊明さん、八女市人権・同和教育研究協議会会長の木下美保子さん、八女市役所人権・同和教育課長の野中幸作さん。聞き手は人権・同和教育課長の城後徳博です。

同和教育との出会いから学ぶ

城後 まず、同和教育との出会いについてお聞かせください。

木下 私は長崎で生まれ、同和教育のことは全く知らずに育ちました。その後、結婚を機に八女市へ来て、

しょうがい者ボランティア活動の中で同和地区の人と出会い、なぜこのような差別があるのだろうと疑問に思ったことを覚えています。例えば結婚の時ですね。出身地だけでなぜ結婚に反対するのかと。

野中 私が18歳で旧立花町役場に入る際、親戚から「同和地区があるから用心せんね」と言われました。何の知識もなかった私は、同和地区は怖いものだと感じたのを覚えています。入庁4年目に労働組合が部落解放研究会を作り、同和教育について

て勉強していく中で、同和地区は怖いものではなくなりました。そして、隣保館は公民館ではなく差別解消のための人権の発信基地であることも知りました。

牛島 ムラの中には、昔は軒が連なり道路も狭い、劣悪な住宅環境でした。大雨の時には矢部川が氾濫し大洪水に見舞われたこともあります。しかし、同和对策事業として排水路の整備等が行われ、環境もずいぶん改善されました。また、以前は隣保館さえ知らなかった地区外の方が、今では隣保館で行われる講座に多数参加されるようになりました。

差別って昔のこと?

城後 差別は昔のことと考えている人も多いようですが。

大洪水の歴史を語る記念碑です。大正十年(1925年)に始まる大洪水。矢部川が氾濫し、人々の苦難とそれを克服するための取り組みが綴られています。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と高らかに謳った全国水平社が創立されたのは、その翌年。そんな夜明け前のムラの歴史を語る記念碑です。



木下 昔は車イスを押し外へ出ると周りの視線を痛いほど感じましたが、今はスロープも整備されしょうがい者も暮らしやすくなったと思います。しかし同和教育は目に見えないし、やはり身内の結婚となると今も身元調査など聞くことがあります。

牛島 同和地区ばかり環境が良くなったという声を耳にしました。木下さんと同じく今でも差別があると感じます。

野中 同対審答申以降、同和教育はじめ様々な人権問題が取り上げられるようになりました。しかし、自分の身近に起こらない限り、他人事だと思っている人がいるのも事実です。

はじめの一步を

城後 同和教育の解決に向けてこれ



7月の街頭啓発でチラシを配る市長

同和問題啓発強調月間にちなみ、7月1日(水)に下記の時間帯・場所で街頭啓発を行います。ご協力をお願いします。

| 地域 | 啓発場所 | 時間 |
|-----------------------|-----------------------|----------------|
| 7月1日(水) | 矢部村 | 石川内バス停 7:30～ |
| | 星野村 | 星野支所前 7:30～ |
| | 立花町 | 道の駅たちばな 11:00～ |
| 八女市 | べんがら村 | 11:00～ |
| | ゆめタウン八女 | 17:00～ |
| | トライアル八女店 | |
| | マルキョウ八女店 | |
| マックスバリュ本村店 Aコープ八女店 | | |
| 黒木町 | アスタラビスタ黒木店 Aコープ黒木店 | 17:00～ |
| 上陽町 | 上陽支所前 | 17:00～ |

7月1日に街頭啓発を行います

7月は同和問題啓発強調月間

から大事なことは何だと思われませんか。
牛島 同和問題とは「違いがないのに違いがあるように思い込まされた」ことよって作られた差別なので、「自分たちと同じである」ことを理解するため、お互いの交流が大切だと思っています。このことを、現地向いて肌で感じてほしい。

木下 私の所属する市同研(八女市人権・同和教育研究協議会)は、乳幼児教育部会・学校教育部会・社会教育部会で構成されており、保育士・教師・市職員・企業・個人の方々が会員となっている研究団体です。年間を通してさまざまな研修会を行っています。まず、正しく学ぶことが大事だと思います。



隣保館の学習会には地区外からも多くの人が参加します

野中 先にお話した親戚は、私の事を思っ同和地区に気をつけるよう言ってくれたのですが、知らず知らずのうちに同和地区の人を差別していたのです。思いやりだけでなく自分の言動がいかに相手を傷つけることになるのか、思いをはせる力を持つ

人権のまちづくり 市民の集い 2015

両会場とも入場無料・託児有



講演会
「心豊かに生きるために」
講師 香山リカさん
 (精神科医・立教大学現代心理学部教授)

日時=7月4日(土)13時30分～12:30開場
 場所=おりなす八女ハーモニーホール
 ※手話通訳・要約筆記あり

映画
「小野寺の弟 小野寺の姉」



日時=7月18日(土)13時30分～12:30開場
 場所=黒木開発センター

問い合わせ=人権・同和政策課
 (☎ 23・1490)

人間らしく生きるために

私たちは生まれてから死ぬまでの人生の中で様々なことを経験します。

ことが大切だと思います。また、八女市では平成24年度に人権施策基本指針を作り、「人権は差別や偏見だけの問題ではなく、安心して自分らしく暮らせること」だと示しています。自分らしくと同時に、相手を思いやるのが定着すれば、世の中はもっと暮らしやすくなると思います。

城後 市では色々なテーマで学習会を行っていますので、まずは自身身のために、はじめの一步を踏み出してほしいですね。本日はありがとうございました。

そして様々な人に出会います。その端々に人権が存在しています。人権とは、難しく考えがちですが、人間が人間らしく幸せに生きるためのものです。同じように生きているのに、なぜ生まれた地域によって差別されなければならぬのか、明確に答えられる方はいるでしょうか。「なぜ」と思う心が同和問題や様々な人権問題解決の第一歩です。

◆人権セミナーやめ2015

▽7月11日(土)10時15分～11時25分 / 星野中学校体育館 人権コンサート
 「やさしく心たくましく」
 ▽7月30日(木)19時30分～21時 / 八女市社会福祉会館 「これからの共生社会を見据えて」

国保税の税率が変わります

市議会の議決を経て、本年度の八女市の国民健康保険税（以下、国保税）の税率が決まりました。7月中旬ごろ国民健康保険（以下、国保）の被保険者がいる世帯に、納税通知書を発送します。

国保は被保険者の皆さんの病気やけがなどの際に必要な給付を行うもので、国保税はその大切な財源のひとつです。

近年、医療の高度化や生活習慣病など慢性的な病気の増加などの要因から、医療費は増加傾向にあります。

それに伴い、市の予算のうち国保を運営

国保税の納税義務者は、世帯主です。税額は、世帯の国保加入者それぞれの「医療分」「後期高齢者支援金分（以下、支援分）」の所得割、資産割（医療分のみ）および均等割、平等割の合計になります。40歳から64歳の国保加入者がいる場合、これに「介護分」が加わります（下表参照）。

今回の納税通知書は平成27年度の税額をお知らせするもので、7月から3月までの9期（年金から天引きする「特別徴収」の世帯は6期）に分

けての納付になります。

4月から7月初旬までに社保加入や離脱などの異動届を提出した世帯は、異動を反映した税額になっています。

それ以降はその都度に、窓口で計算できない分は異動月の翌月以降に、変更後の税額をお知らせします。

年度途中で75歳になり、後期高齢者医療制度へ移行する被保険者の分は、あらかじめ誕生日の前月までで計算しています。

国保税は加入した月（実際

する「国保会計」も年々増加を続けていますが、九州北部豪雨災害などもあり、被保険者の皆さんの負担を増やさないよう国保税の徴収率向上に取り組みつつ、一般会計からの財源補てんやこれまでに積み立てた基金の取り崩しなどを行いながら、税率の維持に努めてきました。

しかし今後、安定した国保運営を継続し行うために、国保税の税率の見直しを行うことになりました。また、地方税法施行令の改正により、賦課限度額と軽減措置の所得基準額も変更になりました。

に転入や会社の健康保険を脱退した日を含む月）から計算し、月割りで課税します。届出が遅れたら、さかのぼって課税することになります。

特別徴収

次のすべてにあてはまると、国保税は年金天引きの「特別徴収」になります。

- ①世帯主が国保に加入しており、世帯の国保加入者全員が65歳〜74歳である。
- ②国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。

③国保世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、その介護保険料と国保税の合計額が、年金支給額の1/2を超えない。

今年度から特別徴収になる世帯は、第1〜3期分を普通徴収で、第4〜9期分を10月、12月、2月の年金から天引きでの納付になります。

すでに特別徴収の世帯は、平成27年2月の年金からの天引き額と同額を「仮徴収」として4、6、8月に天引きします。そして決定した年税額から仮徴収分を差し引いた額を、10、12、2月の3回に分けて年金からの天引きで納付していただきます。

特別徴収から普通徴収に変更したい場合

申請により納付方法を変更することができます。ただし、これまで国保税の滞納がない世帯で口座振替のみです。

国保税の軽減、減免について

世帯の所得による軽減

※色つきの部分が今回変更になったところです。

平成27年度の国民健康保険税の税率表

| | 医療分 | 後期支援分 | 介護分（40～64歳の人） |
|-------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 所得割 | (平成26年中の総所得額等-33万円)×8.2% | (平成26年中の総所得額等-33万円)×2.7% | (平成26年中の総所得額等-33万円)×2.3% |
| 資産割 | 平成27年度の固定資産税×10.0% | — | — |
| 均等割 | 被保険者1人当たり 24,000円 | 被保険者1人当たり 7,300円 | 被保険者1人当たり 9,000円 |
| 平等割 | 1世帯当たり 22,000円 | 1世帯当たり 7,000円 | 1世帯当たり 7,000円 |
| 賦課限度額 | 520,000円 | 170,000円 | 160,000円 |

- 国保税は、医療分+後期支援分+介護分（40歳以上65歳未満の国保加入者）の合計になります。
- 所得割、資産割、均等割は被保険者ごと、平等割は世帯ごとに計算します。
- 医療分、後期支援分、介護分を計算した税額がそれぞれの限度額を超えた場合、賦課限度額の税額になります。

認定証・高齢受給者証の有効期限は7月31日(金)です

認定証の更新は8月中 に手続きが必要です

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

現在お持ちの「認定証」は、7月31日で有効期限が切れます。引き続き、8月以降も「認定証」が必要な人は8月中に更新の手続きをしてください。「認定証」は申請月の初日から有効となります（この「認定証」は入院・高額外来時に必要となります。医療機関へ提示するとひと月の自己負担限度額までの窓口負担となります）。なお、8月以降に窓口で交付する「認定証」の有効期限は平成28年7月31日までとなります。

- 場所＝市民課国保年金係または各支所国保担当窓口
- 持ってくるもの＝▽国民健康保険証▽現在お持ちの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」▽世帯主の認め印

※非課税世帯の人で、過去1年間に91日以上入院した場合、長期入院の認定をするためには領収書（最近分で91日以上）が必要となります。

※重度障害者医療証をお持ちの人で住民税非課税の世帯に属する人は、医療機関で「認定証」を提示すると、自己負担日額500円が300円に減額されます。

※「認定証」をお持ちでなく、入院等の予定のある人は、事前に国保担当窓口までご相談ください。

「国民健康保険高齢受給者証」の更新

国民健康保険加入者で、70歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療制度加入者は除く）は、7月31日で受給者証の有効期限が切れます。7月中に新しい受給者証を送付します。期限の切れた受給者証は回収しませんので、各自で処分してください。

※7月2日～8月1日の間に70歳になる人には、交付式でお渡ししますので、別途通知します。

平成27年度国民健康保険税と認定証・高齢受給者証の更新の手続きについての問い合わせ

- ▼市民課国保年金係 (☎23・1116)
- ▼黒木支所 市民生活福祉課市民係 (☎42・1113)
- ▼立花支所 市民生活福祉課市民係 (☎23・4932)
- ▼上陽支所 市民生活福祉課市民生活福祉係 (☎54・2218)
- ▼矢部支所 市民生活福祉課市民生活福祉係 (☎47・3111)
- ▼星野支所 市民生活福祉課市民生活福祉係 (☎52・3113)

前年度の世帯の所得が基準額以下の場合、その基準に依りて国保税の均等割と平等割を7割、5割、2割に軽減します。これに該当する場合は、納税通知書には軽減後の税額を記載しています。

00分の30とみなして国保税を計算する制度があります。ハローワークが発行した雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ申請してください。

非自発的失業者の軽減

倒産や解雇、雇い止めなどで離職した人の給与所得を1

次のすべてに該当する人

- ①雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34
- ②離職時の年齢が65歳未満

【軽減期間】

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度

低所得世帯に対する軽減

所得による国保税の軽減を受けている世帯で、国保から

後期高齢者医療制度に移った人がいる世帯の軽減

※平成22年3月31日から平成23年3月30日までに離職した人は、平成23年度分に限り軽減されます。

※6月までに申請した人の納税通知書には、軽減後の額を記載しています。

国保税の平等割の軽減

後期高齢者の医療保険へ移った人（特定同一世帯所属者）がいる場合、世帯主や世帯の人員、収入に変更がなければ、これまでと同じ軽減を受けることができます。

前述の特定同一世帯所属者がいることで、国保加入者が1人になる世帯は、平等割が5年間2分の1に、その後3年間4分の3になります。

この軽減の基準日は4月1

日です。年度途中で世帯主が変わる場合、その月から軽減がなくなりません。

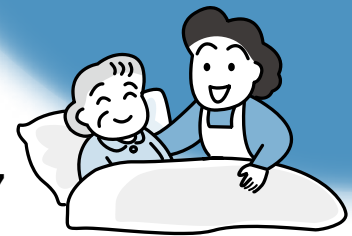
そのほか、社会保険加入者が75歳到達などで後期高齢者の医療保険になり、その被扶養者が国保に加入する場合や、災害により著しく納税能力を失った場合なども、国保税の一部減免制度があります。

減免は、その事由を証明する書類を添えた申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

65歳以上の皆さんの

介護保険料を お知らせします

平成27年度の
納入通知書は
7月中に送付
します



平成27年度から介護保険料が変わりました

介護保険制度は、施行から15年が経過し、介護サービス利用者や介護給付費が年々増加するなど、社会保障制度として定着してきました。その反面、介護給付費の伸びが全国的な問題となっています。そして、今後もさらに高齢化の進展が見込まれます。介護保険は、介護を社会全体で支える制度として、40歳以上のすべての人が加入しています。市の介護保険制度を維持していくために必要な保険料です。保険料納付へ皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ
介護長寿課介護認定係
(☎ 23・1353)

| 所得段階 | 対象者 | ※基準額 5,200円(月額) | |
|---------------|--|-----------------|----------|
| | | 保険料率 | 保険料額(年額) |
| 第1段階 | ●生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ●本人および世帯全員が非課税 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人) | 基準額 ×0.45 | 28,080円 |
| 第2段階 | ●本人および世帯全員が市民税非課税 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人) | 基準額 ×0.70 | 43,680円 |
| 第3段階 | ●本人および世帯全員が市民税非課税 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人) | 基準額 ×0.75 | 46,800円 |
| 第4段階 | ●本人が市民税非課税で世帯員に課税者あり (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人) | 基準額 ×0.90 | 56,160円 |
| 第5段階 (基準額) | ●本人が市民税非課税で世帯員に課税者あり (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人) | 基準額 | 62,400円 |
| 第6段階 | ●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が120万円未満) | 基準額 ×1.20 | 74,880円 |
| 第7段階 | ●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満) | 基準額 ×1.30 | 81,120円 |
| 第8段階 | ●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満) | 基準額 ×1.50 | 93,600円 |
| 第9段階 | ●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満) | 基準額 ×1.70 | 106,080円 |
| 第10段階 | ●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満) | 基準額 ×1.85 | 115,440円 |
| 第11段階 | ●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が600万円以上) | 基準額 ×2.00 | 124,800円 |

はい
はい
いいえ
はい
いいえ

●保険料は11段階、
基準額は5,200円(月額)

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況等によって、11段階に分かれています。平成27～29年度の八女市の基準額は5,200円(月額)になります。あなたがどの段階になるかは、上の図をご覧ください。※平成27年度介護保険制度の改正により、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられることとなりました。この改正に伴い、第1段階の人の介護保険料については、負担を軽減しました。

●保険料の納付方法は

▼年金から天引き(特別徴収)

介護保険料を年金から天引きすることを「特別徴収」といいます。年金が年額18万円以上支払われている人は、あらかじめ年金から天引きされます。

▼納付書や口座振替での納付(普通徴収)

年金が年額18万円未満の人や年度途中で65歳になられた人、他の市町村

から転入されてきた人などは、市から納付される納付書で納めてください。

●口座振替が便利です!

市が指定する金融機関で口座振替の手続きをすると、翌月以降は口座から振替ができて便利です。※ゆうちょ銀行については、毎月10日までのお申し込み分は翌月から振替開始となり、11日以降のお申し込み分は翌々月から振替開始となります。

●保険料の納付書 ●預金通帳 ●印鑑(通帳の届出印)、以上の三つを持って、金融機関で手続きをしてください。

●保険料を納めるのが困難な場合は

生活が著しく困難で、資産などを活用しても保険料を納付できない人は、納期までに介護長寿課に相談してください。次のいずれかに該当する場合は、減額されることがあります。
①災害で著しい損害を受けた。
②主たる生計者の所得が激減した。
③生活保護法で定める基準以下の収入で、現に生活保護を受けていない。

●介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、要介護認定の申請をして「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。介護保険被保険者証(黄色)を窓口までご持参ください。申請受付は、介護長寿課および各支所の介護保険担当課で行っています。

●保険料を納めないでいると

保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような保険給付の制限が適用されることがあります。
▽1年以上：介護サービスにかかった費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分(8割または9割)が支払われます。
▽1年6か月以上：保険給付の一部または全部が一時的に差し止めになります。

▽2年以上：介護サービスの自己負担分が通常の1割または2割から3割に引き上げられます。未納期間が長いほど、この期間も長くなります。滞納額が大きくなると、まとめて納めるときの負担感も大きくなります。できるだけ早めに納めましょう。

平成27年8月から

高額介護サービス費の一部負担上限額が変わります



1か月に支払った自己負担額が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が払い戻されます。ただし、払い戻しができるのは申請月からさかのぼって2年以内となります。

| 区分 | 負担の上限額 |
|---|------------------------------------|
| 現役並み所得者〈新設〉 ●同一世帯内に課税所得145万円以上の人がいる場合（注1） | 世帯 44,400円/月 |
| 一般 ●住民税課税世帯で現役並み所得者以外 | 世帯 37,200円/月 |
| 住民税非課税世帯 | 世帯 24,600円/月 |
| ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●住民税が世帯非課税で高齢福祉年金を受けている人 | 個人 15,000円/月 |
| ●生活保護受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 | 個人 15,000円/月 世帯 15,000円/月 |

（注1）ただし、同一世帯内に65歳以上の人が1人の場合はその人の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請することで上限額が37,200円になります。

※上限額の段階区分は、それぞれの月の初日に利用者の属する世帯主および世帯員の課税状況などにより判断します。

※同一世帯の中に介護保険サービスを受けている人が複数の場合は、世帯合算ができます。

（例）夫は介護保険施設に入所し、妻はデイケアを利用中など

※該当すると思われる人に対してのみ、市から高額介護サービス費支給申請書を送付します。なお、一度申請していただくと、それ以降は毎月申請する必要はなくなり、高額介護サービス費の支給が発生した場合には、指定口座へ自動的に振り込みをします。その際に、支給対象者には振り込み前に決定通知書を交付します。

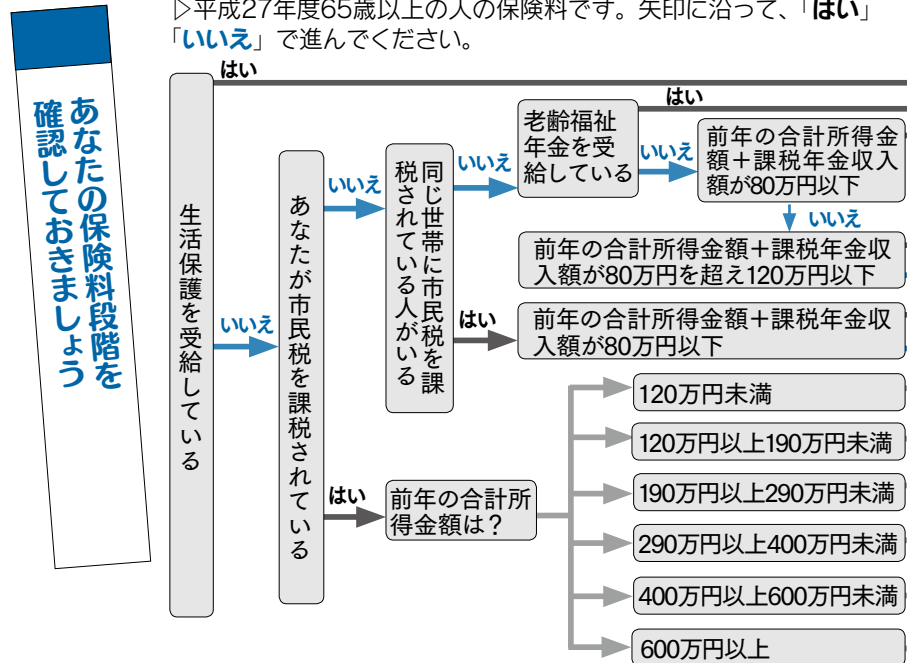
●手続きに必要なもの

- ①介護保険証（写し可） ②印鑑 ③通帳

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

介護長寿課介護サービス係
☎ 23・2545

▷平成27年度65歳以上の人の保険料です。矢印に沿って、「はい」「いいえ」で進んでください。



介護保険料

介護保険料特別徴収を平準化します

介護保険料の特別徴収は仮徴収と本徴収に分かれており、通常下記のように納めていただきます。

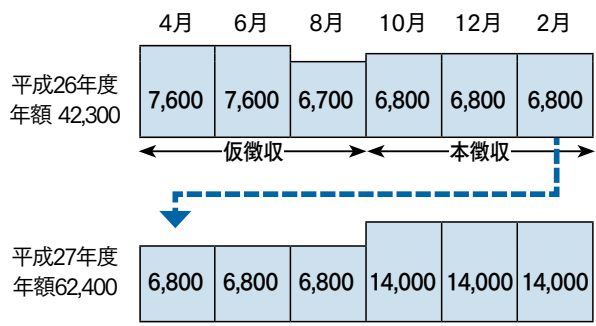
▶**仮徴収**…前年の所得が確定していないため、確定するまでの間、前年度の2月と同じ額を仮に納めていただきます。

▶**本徴収**…確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を4回に分けて納めていただきます。

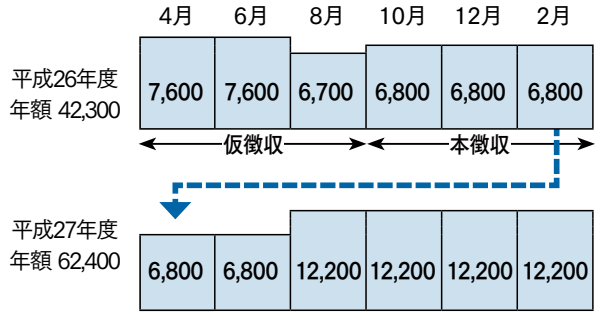
なるべく急激な上昇をさけるよう8月以降の4回で徴収額を調整しています。

※下記のグラフは前年度3段階、本年度第5段階の人をモデルにしています。

平準化しない場合



平準化する場合





国民年金保険料を納めるのがちょっとムズカシイ・・・

そんなときは未納のままにせず、保険料免除制度や猶予制度のご利用を

国民年金保険料の免除制度・若年者納付猶予制度のお知らせ

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請して認められれば、保険料の納付が免除されたり猶予されたりする制度があります。保険料の免除や猶予を受けず、未納の状態が障害や死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがありますのでご注意ください。

なお、保険料の免除には、本人、配偶者、世帯主の所得基準が定められており、基準を満たさない場合は免除を受けることができません。また市県民税の申告をしていない人は、所得の審査ができないため申請されても免除承認されません。申告をしたうえで申請ください。免除や猶予の種類は次のとおりです。

◆全額免除制度

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。この期間は、将来受け取る年金額が、全額納付した場合の2分の1として計算されます。

◆一部納付(免除)制度

「4分の1免除」「半額免除」「4分の3免除」があります。

いずれも申請が必要です。この期間は、将来受け取る年金額が、それぞれ全額納付した場合の8分の7、8分の6、8分の5として計算されます。

◆若年者納付猶予制度

保険料の免除は、申請者本人のほか配偶者や世帯主の所得も審査の対象となります。そのため一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若者は、免除制度を利用することができません。そこで20歳代で保険料の納付が困難な人は、申請により保険料の納付が猶予され、保険料を後払いにする制度があります。この場合、所得の審査は本人と配偶者のみで行います。

猶予された期間は、将来年金を受け取る際の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◆将来の年金受給額を確保するために

保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納付した場合に比べて受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間については10年以内であれば保険料の追納(後払い)ができるよう

なっています。

※保険料の免除や納付猶予を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◆手続き(申請)について

本庁市民課国保年金係、または各支所の年金の窓口で申請してください。申請に必要なものは次のとおりです。

- 国民年金手帳または基礎年金番号の確認できるもの
- 退職(失業)した人が申請を行うときには、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票など
- 代理人が申請される場合は印鑑
- 申請者と別世帯の人が申請される場合は申請者からの委任状

◆申請は7月から

国民年金の免除などの承認期間は7月から翌年6月までです。平成27年度の免除申請は7月1日から受け付けます。

◆過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人

申請時点の2年1か月前の月分まで免除申請ができます。国民年金保険料の未納のある方はお早めの申請をおすすめします。

◆問い合わせ

- 市民課国保年金係 (☎23・1116)
- 黒木支所市民生活福祉課市民係 (☎42・1113)
- 立花支所市民生活福祉課市民係 (☎23・4932)
- 上陽支所市民生活福祉課市民生活福祉係 (☎54・2218)
- 矢部支所市民生活福祉課市民生活福祉係 (☎47・3111)
- 星野支所市民生活福祉課市民生活福祉係 (☎52・3113)

年金相談は 久留米年金事務所へ

年金の相談希望者は久留米年金事務所のお客様相談室におこしください。(八女・筑後の出張相談は、27年4月から廃止になりました)

- 月曜日(休日の場合は翌日) 11時30分～19時
 - 火～金曜日 11時30分～17時15分
 - 毎月第2土曜日 11時30分～16時
 - 予約電話 久留米年金事務所お客様相談室 (☎09423336215)
- ★予約の際は基礎年金番号をお知らせください

横町町家
交流館
7月の催し



七夕飾り展

七夕は古くから行われている日本のお祭り行事で、一年間の重要な節目をあらわす五節句の一つにも数えられています。一般的に毎年7月7日の夜に、願いごとを書いた色とりどりの短冊や飾りを笹の葉につるし、星にお祈りをする習慣が今も残ります。

横町町家交流館7月の企画展は福島保育所・長峰保育所・八幡保育所の手づくりの七夕飾りを展示。園児たちが願いを込めて作った短冊や、保育所の志向を凝らした七夕飾りを展示します。どうぞご覧ください。

- 期間 7月1日(水)～7月26日(日)
- 会場 八女市横町町家交流館(本町94番地)
- 問い合わせ 同館(☎23・4311)

キリトリせん

郵便はがき

料金受取人払



8 3 4 - 8 7 9 0

差出有効期限
平成28年6月
30日まで

〈受取人〉

八女市本町647番地

(切手不用)

八女市長 行



8 3 4 8 7 9 0

7

キリトリせん

《回答が必要な方は、住所・氏名・電話番号の記入をお願いします。》

| | | |
|---------------|------------|---|
| ご住所 | | |
| (フリガナ) お名前 | | |
| 年齢 | 歳 (性別) 男・女 | ☎ |

あなたの声を届けてください!

皆さんが日ごろ八女市に対して思っていることを、市長に届けてください。将来の八女市づくりのため問題点は改善し、建設的な内容については実現に向けて努力してまいります。なお、市の事務と関係のないものについては回答しておりませんので、ご了承ください。

○市長室直通ファクスも市内からは無料でご利用いただけます。
0120・24・4554 (フリーダイヤル)

上陽祇園祭

7/15
(水)

★祈願祭=10時～須賀神社
※お参りのお子様には『ちびっこ花火』進呈(先着100人)

雨天顺延

★おみこし巡幸=15時30分～幼稚園児から青年部まで勇壮に北川内町中を練り歩きます。

雨天顺延

《コース》上陽公民館→上陽支所前道路→保健センター前広場→上陽支所前道路→上陽公民館
※子ども法被渡しは14時30から上陽公民館で行います。

★豪雨災害復興応援チャリティイベント(保健センター前広場)

雨天顺延

17:30～オープニング上陽おやじバンド OG's / 18:00 キッズダンス NEW CHILDREN's / 18:25 バンドステージ (chocobatinc) / 18:50～サタデー太鼓フィーバーズ / 19:15～チャリティ抽選会 / 20:00～童衆太鼓

★問い合わせ=八女市商工会
上陽支所(☎54・2851)



納涼花火大会

1,000発の花火

観覧場所=上陽保健センター前広場

20時30分～

★19時30分から花火終了まで大門口柴尾線の一部および旧国鉄北川内駅前線と堂山1線を交差規制します。

7.15
(水)

雨天顺延

祇園祭(星野)

こっぱげ面

●期日=▽長尾地区
7月11日(土)▽三坂・的別
当地区14日(火)・15日(水)

●問い合わせ 星野支所(☎52・3114)



祇園祭(黒木)

《おみこし》

期日=7月20日(祝)21日(火)

《黒木納涼花火大会》

期日=7月22日(水)20時～

場所=大藤対岸

●花火問い合わせ=八女市商工会(☎42・0153)

岩崎の子ども川まつり

●日時=7月11日(土)9時～

●場所=宇佐八幡宮・岩崎公民館

●問い合わせ=地域づくり・文化振興課文化振興係(☎24・8163)

八女の祭り“光りと音楽の花火大会”

●期日 9月12日(土)

●場所 宮野公園(べんがら村権)

これまで開催していませんでした矢部川物語の花火大会は、9月19日(土)、20日(日)に行われる八女の祭りのオープニングイベントとして、光と音楽の花火大会に名称を変更し、9月12日(土)に開催することになりました。詳細は、広報やめ8月1日号でお知らせします。

●問い合わせ 八女茶のくに観光案内所(☎22・6644)



花火大会

消費生活相談では、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。今月は『当選商法②海外宝くじ』についてです。

宝くじは購入しなければ 当選しません！

【事例】



自宅に海外からエアメールで封書が届いた。中を開けてみると私の名前が書かれてあり「あなたは賞金獲得の権利を保有しています」とか「すでに1億円の賞金を準備済みです」「手数料をクレジットカードでお支払いください」

さればすぐにでも賞金をお受け取りいただけます」など書かれていた。よくわからないが、何かに当選したのだろうか？

★ここがポイント！

①宝くじは購入しなければ当選しません。勝手に当選することは絶対にありません。

②海外で発行された宝くじを、日本国内で購入したり、当選金を受け取ったりすることは法律で禁止されています。

③一度でも接触してしまうと手数料を取られ続けたり、悪質業者からの勧誘が頻繁になったりします。

※「認知症の高齢者に何度も海外宝くじの封書が届き、そのたびに手数料を支払っている」という事例もありました。郵便受けを分けて、目に触れさせないようにするなどの対応で、家族の被害も防ぎましょう。

●相談・問い合わせ 八女市消費生活相談窓口（月～金曜日）8時30分～16時30分（☎23・1183）

※毎週水曜日9時～16時、黒木支所第3相談室で出張相談を行っています。（☎42・1111）

【答え】「海外宝くじ」と言われる悪質商法の一つです。海外の宝くじに当選したように思わせ、手数料を支払わせることが目的です。また個人情報取得も目的の一つであり、軽い気持ちで手を出してしまった人に、次々に悪質商法や詐欺の勧誘がやってきたという場合もあります。一度でも払ってしまうと、相手の連絡先も分

キリトリセン
ご意見記入欄（八女市広報H 27.7）

あなたの声をお待ちしています

市政に対するご意見や苦情、疑問など、あなたの「声」をお待ちしています。建設的なご意見やご提案については、市長や担当課などから直接ご本人へ回答もしていますので、住所・氏名・電話番号等連絡先の記入をお願いします。次のいずれかに該当するものについては、対応できない場合があります。

▽特定の個人を誹謗、中傷、非難するなどしているもの
▽公の秩序または善良の風俗に反するもの
▽明らかに営利を目的としているもの
▽趣旨が不明確もしくは不明なもの
▽その他、市が不適当と判断するもの

●問い合わせ 秘書広報課秘書広報係（☎23・1110）

キリトリセン

八女紫苑句会（堤呼秋選）

案内嬢緑蔭に顔あつめけり
目を閉じて若葉風受く朱唇佛
イベントに茜禪の茶摘みかな
子守して昭和のおやつ麦こがし
中天に懸る山藤舞ふ如く
参勤のありし街道樟嫩葉

横たはる棺の胸の夏帽子
罹災ぐせ梅雨の走りに戦けり
シュッシュと聴く絹の声夏の帯
口永良部若葉もろとも火の走る
藤若葉蔭に集ひてだご汁忌
青芒川の流れを狭くする
夏大根主役の朝餉味はへり
擬宝珠のハートの形歪みけり
楽しんでに学校帰りの水溜り

堤 多鶴子
中川原篤子
松延みさと
松崎 伸子
井上トシ子
牛島 景子
青木 早弓
吉泉 守峰
東野 蓉子
寺田 睦子
野崎万智子
松尾アサ子
鍋島 翔山
松尾満留美
山本 光子

Yamejin 78 やめじん…八女で暮らす皆さんを紹介します

「もともとは、福島小の読書ボランティア『ブックメイト』で活動していましたが、その仲間たちとFM八女で読書に関する番組をやってみたく、自分たちから提案をしました。番組が始まって約3年目になります。八女市立図書館に図書案内や問い合わせ窓口などの協力をいただきながら、市内の読書ボランティアの皆さんと連携して番組を作っています。

朗読は、貸し出しのボイスレコーダーに出演を希望する人が録音し、図書館が窓口で受け取るシステム。これまでの出演者も3歳から98歳までと幅広く、まさに市民参加型の番組です。番組の中で好評なのが、宮沢賢治の詩を朗読する『雨ニモマケズ』のコーナー。2年前から始めましたが、次回で80回目を数えます」

朗読する話によつては、著作権許可の手続きをとるなど大変なこともあるが、編集したりBGMのピアノを自ら演奏したり、番組づくりが楽しいと話す熊谷さん。

「リスナーの皆さんから手紙やメールで番組の感想をいただいたときは嬉しいですね。こちらも感動をいただいています。FMラジオだけではなく、インターネットでも聴けることから、県外のリスナーからも反響があることも。今後も市民の皆さんと一緒に読書の楽しさ、素晴らしさを分かち合う番組づくりをしていきたいと思えます」

読書の楽しさを伝えていきたい



FM八女「また読んでネー」パーソナリティ 熊谷泰子さん(平塚)

普段は八女農業高校で数学教師として教鞭をとる熊谷さん。番組名の「また読んでネー」は、初めて読書ボランティアを終えたあと、児童からかけられた言葉とのこと。「あのときの感動、初心を忘れず今後も読書ボランティアを続けていきたいと思えます」

7月

※7月の館内整理日は31日(金)※

《本館の休館日》※月曜・館内整理日
6(月), 13(月), 20(祝), 27(月), 31(金)

《上陽・立花・矢部・星野分館の休館日》
※月曜・祝・休日、館内整理日
6(月), 13(月), 20(祝), 27(月), 31(金)

《黒木分館の休館日》※火曜・祝・休日、館内整理日
7(火), 14(火), 20(祝), 21(火), 28(火), 31(金)

7月の図書館だより

八女市立図書館(本館) ☎22・2504

※本館の開館時間＝平日10時～20時
土日祝10時～18時

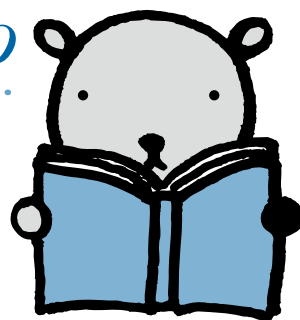
上陽分館 ☎54・3131 矢部分館 ☎47・2258

黒木分館 ☎42・0400 星野分館 ☎52・3120

立花分館 ☎37・1522

※分館の開館時間＝9時～17時30分

ホームページ www.library.yame.fukuoka.jp



7月のよみきかせ

幼児～小学生の皆さん対象です♪

♥本館＝4日、11日、18日、25日

おはなしコーナー

※いずれも土曜日14時から

♥黒木分館＝4日(土)10時30分～

おはなしコーナー

7月のあかちゃんよみきかせ

0～2歳くらいの赤ちゃん対象です♪

♥本館＝18日(土)11時～

2階研修室

♥黒木分館＝18日(土)10時30分～

おはなしコーナー

たなぼたおはなし会

矢部分館

●日時＝7月4日(土)13時30分～

●会場＝矢部村基幹集落センター2階(矢部分館)

●内容＝城島のボランティアグループ野火の皆さんによるブラックシアター。

立花分館

●日時＝7月25日(土)14時～

●会場＝働く婦人の家2階大会議室(立花分館)

●内容＝立花町のニコニコグループさん、山下照子さんによるパネルシアターなど。

自由研究おたすけ隊

●日にち＝7月18日(土) 8月30日(日)

●内容＝夏休みの自由研究に役立つ本とアイディアカードを用意しています。

なつやすみスタンプラリー

●日にち＝7月18日(土) 8月30日(日)

●内容＝図書館の本を借りてスタンプを集めよう。夏休みにおすすめの本も



正福寺の幽霊の掛け軸

あるよ。

夜のこわいおはなし会

●日時＝8月9日(日)20時10分～20時40分

●会場＝本館2階研修室

●対象＝児童～一般

●内容＝夜の図書館で怖いおはなしを聞こう。大人が楽しめるイベントです。

☆なつやすみはとしまかんへ行こう！ 2015 ☆

後期高齢者医療制度に 加入している皆さんへ

保険料は、平成26年中の所得金額と世帯^{*}の状況をもとに算定を行い、決定します。被保険者（加入者）の皆さんには「平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。

※「世帯」とは、平成27年4月1日時点の世帯（75歳になる人、県外からの転入者などはその時点^①）を基準にしています。

保険料額の算出方法

保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。保険料は、年額57万円が上限です。

▽保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。

▽保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、2年ごとに見直されることとなり、平成26年度に改定されています。

▽総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

※公的年金等の収入のみの人で、年額が153万円以下の場合、総所得金額等は33万円以下となるため

得割額はかかりません。

平成27年度の保険料

| | | |
|--------------|---|--|
| 被保険者 均等割額 | + | 所得割額 |
| 56,584円 | | $\left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \\ - 33\text{万円} \end{array} \right) \times \text{所得割率 } 11.47\%$ |

保険料の軽減

▽均等割額の軽減

平成27年度では、平成26年度の保険料軽減措置（被保険者均等割の9割、8.5（7）割^{*1}、5割、2割軽減）を継続して行います。

※1 原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「8・5割軽減」となっています。

▽所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下（公的年金のみ）の場合は、収入額で211万円以下）の人は、所得割額が5割軽減となります。

▽被用者^{*2}保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得

| 均等割額 軽減割合 | 軽減後の均等割額 (年額) | 同一世帯内の被保険者および世帯主の 軽減対象所得金額の合計額 |
|--------------|------------------|---|
| 9割軽減 | 5,658円 | 【33万円】以下かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】 |
| 8.5(7)割軽減 | 8,487円 | 【33万円】以下 |
| 5割軽減 | 28,292円 | 【33万円+26万円×被保険者数】以下 |
| 2割軽減 | 45,267円 | 【33万円+47万円×被保険者数】以下 |

※「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

割額はかかりません。

※2 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

保険料の減免制度

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は保険料が減免できる場合がありますので、市担当窓口へご相談ください。

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成27年7月31日までの有効期限となっており、8月1日から使用できる被保険者証（柿色）の有効期限は、平成28年7月31日までの1年間となっております。7月下旬までに簡易書留で郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証（柿色）を医療機関の窓口へ提示してください。

7月31日までに新しい被保険者証（柿色）が届かない場合は、市担当窓口までお問い合わせください。

被保険者証の自己負担割合を確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税所得が145万円以上（※）である場合には、3割となります。

ただし、市町村民税課税の所得が145万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は、市担当窓口へ申請すれば1割の自己負担割合となります。

- ① 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
- ② 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①または②に該当）
- ③ 本人の収入が383万円未満
- ④ 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、同じ

世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保険者の市町村民税の課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が145万円未満となる場合は、1割の自己負担割合となります（この場合の申請は不要です）。

限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新です

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証）の有効期限は、平成27年7月31日となっております。

減額認定証をすでにお持ちの人で、平成27年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を被保険者証と同封してお届けします（一部の人には広域連合から直接郵送されます）。

【減額認定証とは】

世帯全員が市町村民税非課税である人が、入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関窓口へ提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、市担当窓口での申

請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

- ① 被保険者証
- ② 印鑑
- ③ その他（非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります）

問い合わせ

- ▼ 市民課公費医療係 (023・1117)
- ▼ 黒木支所市民生活福祉課市民係 (042・1113)
- ▼ 立花支所市民生活福祉課市民係 (023・4932)
- ▼ 上陽支所市民生活福祉課市民生活福祉係 (054・2218)
- ▼ 矢部支所市民生活福祉課市民生活福祉係 (047・3111)
- ▼ 星野支所市民生活福祉課市民生活福祉係 (052・3113)
- ▼ 福岡県後期高齢者医療広域連合 (092651・3111)



八女茶山唄日本一大会 自慢ののどを披露

第32回八女茶山唄日本一大会が、6月7日(日)、黒木体育館で行われました。県内外から集まった7歳から84歳までの110人が自慢ののどを競いました。八女茶山唄は茶葉を手もみする際に歌われた八女茶特有の民謡で江戸時代末期から歌い継がれてきたものです。出場者は、緋の作業着や着物姿で登壇し、尺八の伴奏に合わせ独特の節回しを力強く歌い上げていました。審査の結果、少年少女の部を除く3部門の優勝者で争うグランプリには青年の部優勝の馬場敬子さん(八女市馬場)が輝きました。その他の部門の優勝者は次のとおりです(敬称略)。

【少年少女の部】石川涼太(春日市)
 【壮年の部】鈴木やよい(愛知県刈谷市)
 【高年の部】久保田トシ子(久留米市)

八女茶山唄日本一大会



少年少女の部で熱唱する参加者

今年もおいしいお茶を消費者にお届けします

5月28日(木)、JA茶業部会八女支部が市長を訪ね、新茶の出来栄えについて報告し、八女茶の普及振興につなげていただきたいと、新茶を贈呈しました。松延支部長は、「今年度は天候も順調で、良質なお茶が取れました。『茶のくに八女・奥八女』の名に恥じないものを消費者の皆様へお届けすることができています」と報告しました。また、「茶業部会では、市内小学校および市が取り組んでいる地域文化継承のための『八女茶学』の一環で、市内各中学校での茶の淹れ方教室を通じて、相手をもてなす心を育てる取り組みの支援を行っています。今年度は、試験的に市内の小中学校に給茶器が配置されると聞いていますので、生産地の子どもたちが八女茶に親しみ、成長期の味覚形成に大いに役立つと



色とりどりの色・柄 もんぺが勢ぞろい

「ニッポンのジーンズを目指して」6月5日(金)から14日(日)まで八女伝統工芸館で第5回もんぺ博覧会が開かれました。会場には様々な色・柄の紺もんぺが大集合。「履き心地がいい」「かわいい」と老若男女問わず多くの人買い求めました。もんぺ博覧会は東京と福岡でも開催され、大好評。ニッポンのジーンズとなる日も近い?



期待しています」と話題も広がりました。市長からは、「生産者・生産量の減少、世代交代などなど八女茶を取り巻く環境について懸念もありますが、今日贈呈いただいた新茶を有意義に使わせていただき、八女茶の振興に幾重もの努力をしていきます」と謝意を述べました。

筑後の礎造った吉政公の偉業伝える

「筑後国主 田中吉政とその時代展」が5月23日から31日まで八女伝統工芸館で開かれました。吉政公は関ヶ原の合戦で石田三成を捕縛したことで知られています。その功績により32万5千石の筑後国主となり、柳川の堀割や道路・河川整備、有明海の干拓、新田開墾などわずか20年の治世の間に現在の基礎となるべく事業を展開しました。八女市においても花宗堰の建設や、福島城の建築に際して寺社や村を移転し城下町として整備しました。

資料展では吉政公が手がけた近江国などの基礎整備の図面や現在に残る水路や町並みなどの写真が展示されました。また期間中の土日、八女福島文平座により吉政公を題材とした「ヴェネチアを造った男」が上演され、観劇した大勢の人たちが拍手を送りました。「現在につながる都市計画を行った吉政公の功績をもっと知っていただきたい」と同顕彰会理事の田中義照さん。また文平座座長の中村文平さんは「顕彰会の活動を知って、脚本を書き上げました。今後は八女バージョンを創るなど吉政公の活躍を広めていきたい」と話していました。



資料展で説明する田中さん



八女福島文平座「ヴェネチアを造った男」

世界愛樹祭コンクール 緑化功労者表彰を受ける



NPO法人 世界子ども愛樹祭コンクール・コスモネットが5月30日(土)筑前町で開催された第66回福岡県植樹祭において緑化功労者表彰福岡県知事賞を受賞しました。

当団体は、毎年「世界子ども愛樹祭コンクール」を開催し、世界各国の子どもたちから、身近にある樹木や森林を題材とした詩・作文・絵画・木はがきを募集。森や木、郷土を愛する心を培うことにより「愛樹の心」を啓発しています。松尾重根理事長らが6月5日(金)に三田村市長を訪ね受賞を報告し、「これまで24回のコンクールで応募作品も約7万点となりました。今後も愛樹の心を培う活動を続けていきます」と、節目になる25回目のコンクールに向けた抱負を語りました。

アートギャラリー(仮称) 整備工事が始まりました



完成イメージ図

文化勲章受章者で八女市立花町出身の田崎廣助画伯の作品を展示するとともに、画伯の生涯を紹介する常設展示室や、八女市が所有する重要な美術品等を保存する収蔵庫を整備するため、立花市民センターの一部(市民ホール等)を改修する工事に着手しました。

子ども民生委員として あいさつや声かけします



馬場会長から委嘱状を受け取る子どもたち

子ども民生委員活動を行っている上陽校区民生委員児童委員協議会(馬場年弘会長)と上陽北沼学園小学校(向山秋実校長)4年生で6月8日(月)、委嘱状交付式が行われました。この活動は、子どもたちが民生委員活動体験を通して地域社会との交流、貢献活動の大切さを学び、人に対する思いやりの心を育てることを目的に2年前から実施されているものです。子どもたちは、民生委員の役割について学び、認知症サポーター養成講座を受けたあと、委嘱状を交付されました。委嘱を受けた大住謙真君は、「認知症がどういう病気か初めて知りました。子ども民生委員として、あいさつや声かけ、励ましなどお年寄りに優しく接していきたいと思えます」と語りました。今後子どもたちは、民生委員とともにデイサービスでのふれあい活動や自宅訪問などを行い、地域の見守りの一員としての役割を果たしていく予定です。

今年もホタルまつりが賑わいました

5月下旬から6月初旬にかけて上陽町、立花町辺春、黒木町田代でホタルまつりが開かれました。上陽町は平成24年の水害のため以前と比べホタルの数は減りましたが、再び輝きを取り戻すことを願っての祭り開催でした。ホタル期間中は近くの家が電灯の明りがもれないように協力したり、カワニナを増やす取り組みをしたりと地域住民が手を取り合いホタル復活に取り組みんでいます。水害の影響が少なかった辺春地域や田代地域では、数多くのホタルが舞い、大勢の見物客の目を楽かせていました。ホタルが住む美しい自然環境をこれからもずっと守り続けていかなければなりません。



ホタルが飛び交う辺春川



ホタルと銘茶まつり(上陽)のミニコンサート



多くの見物客で賑わう辺春ホタルまつり

お知らせ

もよおし

第14回岩崎記代子音楽塾

八女市観光大使の岩崎記代子さんによるピアノ弾き語り音楽塾。今回は「夏」をテーマに童謡や唱歌などを学び、みんなで楽しく歌いましょう。

- 日時 7月4日(土)13時30分
- 場所 八女文化会館多目的ホール

- 持参するもの 歌詞本、発声表、筆記用具、お茶 ※歌詞本をお持ちでない人は当日受付で販売しています。発声表をお持ちでない人は当日受付にて配布します。
- 問い合わせ 商工観光課 (023・1192)

空き家情報を募集しています♪

空き家を売りたい・貸したい人は、下記までお問い合わせください。

- 募集対象エリア=八女市全域
- 問い合わせ=地域づくり・文化振興課定住対策係 (024・8013)
- ★受付時間=平日9時~16時30分※お越しの際は必ず事前にお電話ください。

みんなで歌おうボンモマン
ハーモニカの演奏で楽しく歌いましょう。C調のハーモニカをお持ちの人は「ふるさと」を一緒に演奏しませんか。

- 日時 7月11日(土)14時~16時
- 会場 八女文化会館
- 参加費 300円
- 問い合わせ サウスクラブ ハーモニカグループ『竹取物語』末石さん (023・3366)

「くまの子」親子であそぼう

自然の中で乳幼児とお母さんを対象に様々な活動を行います。あそびについてのねらいと今回は排泄についての資料もあります。子育て・発達についての相談もお受けします。

- 日時 7月11日(土)9時30分~11時30分 ※終了後、自由に遊んでいってください。
- 場所 みんなの館(旧尾久保小学校)
- 活動内容 小麦粉あそび(天候により変更あり)
- 参加料 (材料・資料代) 1家族500円
- 問い合わせ こぐま福祉会「みんなの館」松尾さん (054・3900)

立花自然と歩こう会

- 日時 7月12日(日)7時30分

共生の森「七夕まつり」

- 日時=8月2日(日)10時~13時
- 内容=竹の遊び(竹とんぼ・竹うま等)、紙の遊び(折り紙や新聞紙等)、バザー(じゃがいもまんじゅう・かき氷等) ※新1年生の七夕揮毫会(要申込・先着50人、表装紙代800円)
- 場所・問い合わせ=多世代交流館「共生の森」(022・2257)

生活習慣病予防講演会

健診の結果の見方や生活習慣病予防について、わかりやすい内容で講演会を開催します。この機会にぜひ参加してください。参加費無料

- 日時=7月30日(木)14時~15時30分(受付13時30分~)
- 内容=「健診のススメ」~正しく知って、賢く生かそう~
- 講師=矢部診療所 所長 辻隆宏 医師
- 場所=黒木支所 大会議室
- ★健診結果をお持ちの人は持参ください
- 申込・問い合わせ=健康推進課 (023・1352) ※7月24日(金)までに健康推進課に申し込んでください。

大腸がん検診の検体(便)受付時間の延長について

本庁健康推進課・各支所市民生活福祉課での大腸がん検診の検体(便)の受付時間を平日8時30分から17時15分までに延長します。ただし、水曜日窓口延長時に限り本庁健康推進課で19時まで受け付けします。

旧上辺春小学校集合

- コース 松尾弁財天
- 参加料 無料(参加自由)
- 問い合わせ 白鳥さん (037・0038)

八女軽トラ市

八女特産の野菜や加工食品、雑貨などを販売します。

- 日時 7月12日(日)9時~12時 ※悪天候の場合中止
- 場所 八女観光物産館ときめき駐車場
- 問い合わせ 同実行委員会事務局 (022・3131)

第21回地域活動講演会

「プログラマーから粉屋への転身」と題し、田中宏輔さん(田中製粉有限会社専務取締役)を講師に開催。参加無料。定員30人

- 日時 7月14日(火)19時開会

かんぞう教室

- 日時 7月16日(木)14時
- 場所 公立八女総合病院大会議室
- 内容 肝硬変で注意してほしいこと、便秘、生ものには気をつけて。食事と薬について
- 問い合わせ 同病院診療支援課 (023・4131)

九州大谷短大市民大学講座

- 日時 7月18日(土)14時~16時
- 場所 九州大谷短期大学同窓会館
- 講義 「高齢者と絵本」「平安時代の遊び(音楽)」 ※いずれも入場無料
- 問い合わせ 同大学 (099・42・53・9900)

百道松風園と終戦と子どもたち

戦後70周年の今夏、戦災孤児の収容保護施設として発足した「百道松風園」について、所蔵する公文書や写真資料等を紹介いたします。観覧無料

- 期間 7月22日(水)~9月27日(日)9時~17時 ※月曜日、祝日休館(月曜日と祝日が重なる場合はその翌日も休館)
- 場所・問い合わせ 福岡共同公文書館(筑紫野市上古賀) ※駐車場有 (0992・919・6166) <http://kobunsyokan.pref.fukuoka.lg.jp/>

うつの家族のついで

同じ病気の人を持つ家族同士で日頃の不安や思いをおしゃべりしてみませんか。こころが軽くなるかもしれません。秘密厳守。要申込

- 日時 7月23日(木)14時~15時

ぐる〜っと八女探検隊 2015

八女市内を1泊2日で巡り、八女について学習します。今回は「矢部川を探検しよう」をテーマに実施します。

- 期日＝7月29日(水)～30日(木)1泊2日
- コース＝【1日目】黒木～矢部～黒木(泊)【2日目】黒木～立花～八女
- 募集対象・定員＝市内在住または通学する小学6年生30人(先着順)
- 参加費＝3,000円
- 申込期間＝7月3日(金)～10日(金)
- 申込・問い合わせ＝男女共同参画・生涯学習課(☎23・1318) ※詳細は小学校を通じて配付していませんチラシをご覧ください。

★夏休み子どもチャレンジ教室(科学Ⅱ)★

八女工業高校で「親子ものづくり教室」を開催します。同校の先生や生徒さんによるていねいな指導で制作しますのでぜひご参加ください。

- 日時＝8月22日(土)10時～12時(受付9時30分～)
- 場所＝八女工業高校
- 対象＝小学生とその保護者(小学生のみの参加も可)
- 参加費＝無料
- 内容(製作コース)＝①光センサー・よけロボ②4WD燃料電池カー③ソーラートレイン④ぴかぴかランプ・脱出ゲーム⑤木で作る恐竜橋～東京ゲートブリッジ～⑥透明キャンドル・光るバルーンスライム
- 定員＝各コース3組、計18組 ※応募者多数の場合は当方で抽選のうえ結果をお知らせします。
- 締切＝7月17日(金)必着(平日9時～17時)
- 申込方法＝次の事項を記入のうえ(はがき・FAXまたは持参)申し込みください。／希望コース①～⑥コースのうち第1希望から第3希望まで記入／住所・氏名(子どもさんと保護者)／学年／電話番号
- 申込・問い合わせ＝八女市中央公民館(〒834-0031八女市本町599) ☎24・8121 / ☎24・8122

裁判所親子見学会

- 期日＝8月18日(火)10時～12時(9時45分集合)
- 場所＝久留米裁判所(久留米市篠山町21)
- 内容＝参加者体験型の模擬裁判、クイズなど
- 募集対象・定員＝小学5・6年生および保護者52人(親子26組)。7月8日(水)から先着受付※事前に電話で申し込んでください。
- 申込＝久留米裁判所(☎0942・32・5387)

星野地区球技大会

時30分

- 内容＝座談会、ミニ講座「どう対応したらいいの?」情報交換
- 会場・問い合わせ＝県南筑後保健福祉環境事務所(柳川総合庁舎) ☎0944・72・2176

●日程・場所＝7月26日(日)8時30分～星野総合体育館にて開会式を行い、各会場にて9時から試合開始

- 競技内容＝▽軟式野球(春の山グラウンドと池の山グラウンド)▽ミニバレー(星野総合体育館)▽グラウンドゴルフ(星野中学校運動場)

早朝矢部ウォーク

●問い合わせ＝星野支所総務課(☎52・3112)

●日時＝7月26日(日)6時

- 集合＝八女伝統工芸館前集合、車乗り合わせで矢部へ
- コース＝日向神ダム周辺約8キロ
- 参加費＝会員無料、会員以外100円(保険料)
- 問い合わせ＝八女歩こう会 荒川さん(☎090・4997・5813)

八女の夏祭り・八女の市

フリーマーケットの出店者も募集しています。

●日時＝7月26日(日)9時～15時

筑後サポートステーション講演会

●会場＝八女市鉄道記念公園

- 内容＝フリーマーケット、和太鼓演奏、ダンスなど
- 問い合わせ＝茶の国レンジャー中尾さん(☎080・6420・5643)

●日時＝7月30日(木)14時～

●場所＝サンライフ久留米2階大会議室(久留米市諏訪野町2363・9)

●テーマは「現代若者の心理状態の傾向」について。講演後、若者サポートステーションの説明および参加者どうしの簡単な交流会を予定。参加無料。

パッチワーク教室

オリジナルのポーチをつくりませんか。

●日時＝8月1日(土)～2日(日)14時～16時

●場所＝勤労青少年ホーム研修室

- 参加費＝千円(材料費含む)2日間通し
- 申込＝7月5日(日)から、定員10人程度



矢部川ふれあいカヌー教室

参加無料、申込書は総合体育館に準備しています。

●期日＝8月1日(土)・2日(日)

●場所＝矢部川・宮島堤防下(筑後市との境界付近)

- 対象者＝小学生以上(小学1・2年生は原則保護者同乗)
- 申込締切＝7月20日(水)
- 問い合わせ＝事務局馬場さん(☎090・9604・1869)

●対象＝八女市に住民票を有し、介護業務に従事しようとする人および従事している人

- 研修期間＝10月13日～2月4日の指定された火・木曜日
- 時間＝10時～17時(内容によっては若干の変更あり)
- 募集人員＝14人(先着順)
- 申込締切＝7月15日(水)
- 会場＝おりなす八女・八女伝統工芸館ほか
- 受講料＝2万円(テキスト・受講諸経費等)
- 申込・問い合わせ＝介護長寿課高齢者支援係(☎23・1308) 各支所でも受付ます。 ※印鑑をご持参ください

献血にご協力ください

八女市献血推進協議会
(☎23・5816)

| 日にち | 時間 | 場所 |
|-------------|--------------------------------|---------------|
| 7/1 (水) | 10:00 ~ 11:30 12:30 ~ 15:00 | そよかぜ (星野村) |
| 7/8 (水) | 10:00 ~ 11:30 12:30 ~ 15:00 | 矢部公民館 |
| 7/17 (金) | 10:00 ~ 11:30 12:30 ~ 15:30 | ふじの里 (黒木町) |

講道館護身術講習会

八女警察署管内では、性犯罪の前兆犯罪(声かけ・つきまとい等)が増加しています。元警察官柔道・逮捕術指導員、八女警察署逮捕術指導員が講師となり毎月第3日曜日に開催しています。家族で学びませんか。受講無料。

- 開催日時 毎月第3日曜日 19時15分〜20時45分
- 場所 総合体育館柔道場
- 問い合わせ 大塚さん (☎090・1874・5683)

市民向けセミナー(離婚)

県弁護士会筑後部会セミナー。今回は離婚についてわかりやすく説明します。申込不要、参加無料、定員70人先着

- 日時 7月18日(土)13時〜14時30分
- 会場 筑後弁護士会(久留米市篠山町11-5)
- 問い合わせ 同会 (☎094・30・0144)

九州オルレ 八女コースガイド募集!

今話題のトレッキング「九州オルレ」。昨年12月に八女コースがオープンし、より多くのお客様に安心して楽しく歩いていただくために、九州オルレ八女コースのガイド養成講座を実施します。ガイドとして認定されると、有料で案内をしていただく予定です。この機会に健康づくりも兼ねてチャレンジしてみませんか。



- 対象 = 18歳以上の人でコース約11kmを歩ける人 ※ガイド経験の有無は問いません。
- スケジュール = ▽7月下旬 養成講座開始 ▽8月〜10月 コース体験および座学を定期的で開催 ●定員 = 20人(先着) ●締切 = 7月17日(金) ●その他 = ▽有料ガイドサービスは平成27年11月にスタートする予定です ▽ガイド養成講座についての詳細は八女市ホームページをご覧ください。
- 申込・問い合わせ = 商工観光課 (☎23・1192)

裁判所職員採用試験

裁判所職員採用一般試験(裁判所事務官、高卒区分)

- 受付 7月14日(火)10時〜7月23日(木)14時 ※7月17日(金)※消印有効
- 1次試験 9月13日(日) ※詳細は受験案内書か裁判所ウェブサイトで確認ください。
- 問い合わせ 福岡地方裁判所 (☎092・781・3141)

27年度第2回市営住宅

第2回定期募集の受付を7月13日(月)から7月31日(金)まで

県営住宅入居者

●募集住宅 県内に所在する

- 問い合わせ ▽福岡地方裁判所 (☎092・781・3141)
- 問い合わせ ▽上陽支所建設経済課 (☎54・2219) / 矢部支所建設経済課 (☎47・3111) / 星野支所建設経済課 (☎52・3114)

岩戸山歴史文化交流館館長(嘱託職員)募集

岩戸山歴史文化交流館の館長(嘱託職員)を募集します。

- 募集人員 = 1人
- 業務内容 = 岩戸山歴史文化交流館長として館の管理・運営および各種事業の企画立案、収蔵品の管理・監督、館長主催企画事業(講座や史跡見学会等)の開催
- 勤務地 = 岩戸山歴史文化交流館
- 提出書類 = 申込書(文化課および岩戸山歴史文化交流館係に準備)
- 試験日 = 8月9日(日)
- 試験会場 = 八女市役所
- 選考方法 = 書類審査および小論文・面接
- 受付期間 = 7月1日(水)〜7月24日(金)8時30分〜17時15分まで ※申込書の提出は土・日・祝日を除く。郵送は7月24日(金)必着
- 申込・問い合わせ = 岩戸山歴史文化交流館 (☎24・3200) 〒834-0006 八女市吉田1562-1

県営住宅(詳細は募集案内書をご覧ください)。

- 募集案内書の配布・受付期間 7月13日(月)〜7月22日(水)
- 募集案内書の配布場所 県住宅供給公社、同公社筑後管理事務所および大牟田出張所、市役所都市計画課、各支所窓口
- 問い合わせ 県住宅供給公社 (☎092・781・8029)

県民体育大会水泳競技の選手

福岡県民アマチュアスポーツの祭典に参加しませんか。平成27年度福岡県民体育大会水泳競技の選手を募集します。

- 大会日時 8月23日(日)
- 会場 福岡県立総合プール
- 募集期間 7月11日(土)まで
- 対象者 八女市民(小学生)

以上でアマチュア競技者)

- 募集人数 ▽一般の部 制限なし ▽少年の部 35人 ※希望者多数の場合は各個人の記録に基づいて選考します。
- 申込・問い合わせ 総合体育館 (☎24・1230)

第4回八女市長旗(ナイター)野球大会参加チーム

- 会場 八女市立山球場
- 日時 8月23日(日)〜10月下旬 ※開会式は8月23日(日)19時立山球場
- 参加費 5000円
- 申込締切 7月20日(木) ※月曜日休館(7月20日を除く)
- 抽選会を8月1日(土)19時から八女市総合体育館研修室で行います。



べんがら 村プール オープン

プールオープンを記念して

7月11日(土)・12日(日)にプールを利用されたお子さんに次回利用割引券を進呈します。多くのご来場をお待ちしています。

●営業日=7月11日(土)・12日(日)、7月18日(土)~8月31日(月)※休館日7月27日(月)、8月24日(月)●営業時間=【スライダープール】〈平日〉10時~16時〈土・日・祝〉10時~17時【25mプール】〈全日〉10時~17時●利用料金=大人(中学生以上)700円/子ども(4歳~小学生)500円※温泉大浴場の入湯料も含む

●問い合わせ=べんがら村 (☎24・3339)

6月から7月は全国一斉の 薬物乱用防止広報強調月間です

福岡県では毎年約1000人近くが薬物事件で検挙されていて、違法薬物の蔓延がうかがわれます。違法薬物には、覚醒剤、大麻、合成麻薬などすでに法規制された薬物のほか、合法と称して販売されている危険ドラッグがあります。危険ドラッグについては、再三、新聞・テレビで報道されていますが、いまだにその影響と見られる事件事故が発生し、販売形態もインターネットによるものなど、流通の潜在化と青少年への影響が社会問題化しています。危険ドラッグは、規制に至っていないというだけで未来の規制薬物です。つまり、危険ドラッグの乱用は「自分のお金を使って自分自身の身体で人体実験

をしていることと同じ」であると同時に、どのような作用があるか分からないため、乱用による事件事故などの二次犯罪が発生する危険性が非常に高くなります。薬物の使用を誘われたら、「ダメ!ゼッタイ!」と勇気を持って断りましょう。(八女警察署)



●申込・問い合わせ=総合体育館(☎24・1230)

第27年度自衛官

●募集種目=▽航空学生(海・空パイロット)▽一般曹候補生▽自衛官候補生

●受付期間=共通8月1日(土)~9月8日(火)

●地域説明会=【八女地区】7月18日(土)14時~16時/おこなす八女【広川地区】7月25日(土)14時~16時/広川町民交流センター【筑後地区】8月1日(土)14時~16時/サンコア※いずれの会場でも参加可。

●問い合わせ=自衛隊八女地域事務所(☎24・5192)

柳河特別支援学校たんぼぼ教室
見え方・目の使い方に心配

のある乳児・幼児と保護者を対象に開催します。参加無料

●日時=7月31日(金)、11月13日(金)、14時30分~15時30分

●場所=県立柳河特別支援学校

●内容=親子で遊ぶ活動

●申込・問い合わせ=同校(☎0944・73・2263)

防災ポスターコンクール

内閣府では、毎年「防災ポスターコンクール」を実施し、優秀作品を防災施策の周知ポスターやパンフレット等に広く活用しています。

●募集対象=(1)幼児・小学1年生の部(2)小学2~4年生の部(3)小学5・6年生の部(4)中学生・高校生の部(5)一般の部

●テーマ=地震、津波、火山噴火、台風、豪雨、豪雪などの

自然災害を対象とした「防災」に関するもの。これらのテーマを連想させる標語をいれた個人の作品で未発表のもの

●応募期間=7月1日(水)~10月31日(土)

※詳細はホームページをご覧ください。http://www.bousai.go.jp/kyoiku/poster/31poscon.html



ひとり親等就業支援講習会

ひとり親家庭の母、父、寡婦を対象に講習会を行います。

●調剤事務講座
●期間=8月25日(火)~9月18日(金)18時30分~21時 火・金曜日夜間8日間(20時間)

●受講料=無料(申請書・テキスト)

スト代の一部5千円自己負担) ●定員=20人

●託児=1歳~6歳(事前予約)

●場所=春日クロバープラザ

●問い合わせ=県ひとり親家庭等就業・自立支援センター(☎092・584・3931)

大牟田高等技術専門学校

受講料無料、教科書代等実費。ハローワークから受講あつせんを受けることができる人対象。

●訓練コース(訓練期間)=パソコン財務会計科(9月1日(火)~11月30日(月)※3か月)

●募集期間=6月29日(月)~7月31日(金)

●選考日=8月11日(火)

●問い合わせ=ハローワーク八女(☎23・6188)



働きたい!ママへの就職 応援相談会

子育て女性の「働きたい!」を応援します。※要予約

●日時=①働きたいママ座談会7月14日(火)13時~14時30分

②セミナー「お金を学ぶ」(託児有・無料)7月15日(水)10時~12時

③久留米市役所出張相談7月16日(木)13時~15時

④個別就業相談7月14日(火)~7月16日(木)9時~17時

●場所=子育て女性就職支援センター(県久留米総合庁舎1階県筑後労働者支援事務所内)

●問い合わせ=予約=同センター(☎0942・38・7579)

障害児巡回相談

お子さんの養育面に関する悩みや心配事に対して、教育・福祉等の各専門家が個別に対応、適切なアドバイスをします。

●日時=8月4日(火)10時~16時

●会場=八女総合庁舎大会議室(八女市本村25)

●申込期日=7月13日(月)

●主催=福岡県教育委員会
●問い合わせ=八女市教育委員会(☎23・1954)

筑後市

【第49回筑後船小屋花火大会】●日時=7/25(土)20:00~21:30 ●場所=筑後広域公園芝生広場 ●問=市観光協会(0942・53・4229)

柳川市

【柳川ひまわり園45万本】●日程=7月下旬~8月上旬 ●場所=柳川ひまわり園 ●問=市観光協会(0944・73・8111)

大川市

【古賀政男命日祭】●日時=7/25(土)10:00~11:00 ●場所・問=古賀政男記念館(0944・86・4133)

みやま市

【みやま納涼花火大会】●日時=7/20(祝)20:00~21:30 ●場所=瀬高橋付近 ●問=同実行委員会(0944・63・8000)

【大人形】●日時=7/24(金)正午~25(土)正午 ●場所=上庄八坂神社 ●問=八坂神社(0944・62・4426)

大木町

【夏野菜の収穫と野菜の浅漬け】●日時=7/12(日)10:00~13:00 ●参加費=千円 ●定員=15人 ●場所=農業塾(道の駅北側) ●参加申込=7/9(木)まで ●問=役場企画課(0944・32・1036)

【道の駅おおき土曜夜市】7/4(土)・11(土)・18(土)・25(土)・18:00~20:00 ●場所・問=道の駅おおき(0944・75・2150)

- 懐中電灯
- 非常食 Ⅱ そのまま、または簡単な調理で食べられるもの(乾パン、レトルト食品など)
- 飲料水 Ⅱ ペットボトル入りのもの(1日2~3ℓを目安に)
- 救急医薬品(常備薬、ばんそうこ、風邪薬、胃腸薬、目薬など)
- 貴重品(預貯金通帳、健康保険証、免許証、現金など)
- 生活用品(タオル、下着、軍手、)

台風が発生しやすい時期になってきました。皆さんのご家庭で台風対策は万全ですか?今のうちから非常時の持ち出し品を準備したり、気象情報などに注意し、災害時には早めの避難を心掛けましょう。

備蓄品(□欄にチェック)

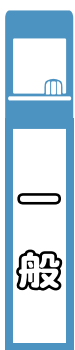
▽学校や公民館など、避難場所として指定されている場所への避難経路を確認しましょう。

危険な場所に近づかない

▽雨で増水した小川や側溝は境界が見えにくくなり、転落事故が発生します。また、山崩れ、がけ崩れも起こりやすくなります。日頃は安全と思われている場所でも油断せず、これらの場所にはむやみに近づかないようにしましょう。

次のとおり利用者の会(事前登録必要)を実施します。工事により利用できない屋内体育施設がありますので、確認のうえ参加ください。天井工

小・中学校の体育施設利用



- 予約電話 Ⅱ 092・584・3922 (平日9時~17時)
- 開催日程 Ⅱ 7月8日(水)18時30分~20時30分 / 7月22日(水)18時30分~20時30分 / 8月5日(水)13時~15時
- 【春日クローバープラザ】
- ★相談希望者は、相談日前日までに福岡県母子寡婦福祉連合会に予約をしてください。

総務省と福岡県では、毎月、労働力調査を実施しています。労働力調査は、我が国の失業率や雇用の実態を明らかにする重要な統計調査であり、政

労働力調査にご協力ください

● 会場・問い合わせ Ⅱ 総合体育館(☎24・1230)

- 8月利用者の会 Ⅱ 7月18日(土)
- 時間・学校名 Ⅱ 13時30分~(福島小、長峰小、福島中)
- ▽14時15分~(八幡小、岡山小、西中) ▽15時~(上妻小、三河小、南中) ▽15時45分~(忠見小、川崎小、見崎中、上陽北浜学園) ▽16時~(総合体育館、上陽体育館、八女農業高等学校)

第4日曜日

八女西部クリーンセンター・八女西部リサイクルプラザへのごみの持ち込みについて

毎月、第4日曜日は八女西部クリーンセンターおよび八女西部リサイクルプラザの開場日です。可燃ごみ(可燃性粗大ごみ)・不燃ごみ(不燃性粗大ごみ)・資源ごみの搬入が可能です。両施設共に受付時間は次のとおりです。

| 八女西部クリーンセンターおよび八女西部リサイクルプラザ受付時間 | | |
|---------------------------------|----|-------------|
| 第4日曜日 | 午前 | 8:30~12:00 |
| | 午後 | 13:00~16:45 |
| ※12時から13時まで昼休み | | |

不燃ごみ(不燃性粗大ごみ含)を持ち込む場合は、次の要領で搬入証明書を発行します。※持ち込む不燃ごみを車に積み込んで確認を受けてください。

| 第4日曜日の搬入証明発行の場所と時間 | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 午前 | 場所=資源ごみ回収会場(大正町駐車場) 時間=8:30~11:30 |
| 午後 | 場所=八女市役所本庁舎(時間外窓口) 時間=13:00~16:00 |
| ※環境課職員が対応します。 | |

- お願い=▽必ず、可燃ごみ・不燃ごみの仕分けをお願いします。▽確認しやすいように不燃ごみを手前に積んでください。
- 問い合わせ=環境課(☎23・1462)

台風に対する備え

八女消防本部 (24・0119)



ライター、ろうそく、携帯充電器、毛布、ビニール袋、ティッシュペーパー、ビニールシートなど

家の中(周り)の備え

▽雨戸を閉め、外からの飛来物の飛込みによるガラスの飛散を防止しましょう。

▽家の周りのもので強風により飛ばされる可能性のあるものは部屋の中、または飛ばされないよう固定しましょう。

▽浴槽に水を張るなどして生活用水を確保しましょう。

相談はお気軽にどうぞ

無料法律相談 予約

- 7月16日(木)、8月6日(木) / 相談 13:00 ~ 16:00 / 場所・法務局八女支局※予約・法テラス福岡 ☎050・3383・5502
- 7月10日(金) 13:30 ~ 16:00 / 社会福祉会館 ※予約 ☎23・0294
- 7月17日(金) 13:30 ~ 16:00 / ふじの里 (黒木) ※予約 ☎42・2131
- 7月24日(金) 13:30 ~ 16:00 / 地域福祉センター (上陽) ※予約 ☎54・3003
- 7月17日(金) 10:00 ~ 12:00 / 八女商工会議所※予約 ☎22・5161

男女共同参画推進支援委員相談 予約

- 7月9日(木) 13:30 ~ 16:30※予約 男女共同参画・生涯学習課 ☎23・1314

女性相談 (働く婦人の家 ☎37・1522)

- 7月21日(火) 9:30 ~ 11:30 / 働く婦人の家 (立花)

障害者相談支援センターリーベル出張相談

- 7月21日(火) 10:00 ~ 11:00 / 黒木支所
- 7月10日(金) 13:00 ~ 14:00 / 矢部公民館 問い合わせ=リーベル ☎22・2610

なんでも人権相談 (法務局 ☎23・2603)

- 7月3日(金)13:00 ~ 16:00 / 社会福祉会館 行政相談 (総務課 ☎23・1111)

- 7月2日(木) 13:30 ~ 16:00 / 社会福祉会館
- 7月1日(水)、15日(水) 9:30 ~ 12:00 / ふじの里 (黒木)
- 7月7日(火) 13:30 ~ 16:00 / 地域福祉センター (上陽)
- 7月6日(月) 13:30 ~ 16:00 / 立花市民センター 2階

司法書士相談 (社協 ☎23・0294)

- 7月10日(金) 13:30~16:00/ふじの里(黒木)
- 7月17日(金) 13:30~16:00/社会福祉会館

心配ごと相談 (社協 ☎23・0294)

- 7月1日(水)、15日(水)、29日(水) 13:30 ~ 16:00 / 社会福祉会館
- 7月1日(水)、15日(水)9:30 ~ 12:00 / ふじの里 (黒木)
- 7月8日(水)、22日(水) 13:30 ~ 16:00 / 地域福祉センター (上陽)
- 7月8日(水)、22日(水) 9:30 ~ 12:00 / かがやき (立花)

日本政策金融公庫相談会

- 7月3日(金) 13:00 ~ 15:00 / 商工会議所 税務相談会

- 7月13日(月) 10:00 ~ 15:00 / 商工会議所

経営支援相談会 予約

- 7月21日(火) 13:30 ~ 16:30 / 商工会議所 ※予約 ☎22・5161

補聴器の修理と相談 (福祉課 ☎23・1335)

- 7月21日(火) 13:00 ~ 14:30 / 八女市役所103会議室
- 7月9日(木) 9:00 ~ 10:00 / 地域福祉センター (上陽)
- 7月10日(金)・21日(火) 10:00 ~ 12:00 / ふじの里 (黒木)
- 7月21日(火) 10:00~12:00/かがやき(立花)
- 7月23日(木) 10:00 ~ 12:00 / 星野支所

年金相談 予約

久留米年金事務所のお客様相談室へ。予約をすれば待ち時間が少なくなります。※年金基礎番号をお知らせください。

- 月曜日 (休日の場合は翌日) 8:30 ~ 19:00 / 火~金曜日 8:30 ~ 17:15 / 毎月第2土曜日 9:30 ~ 16:00
- ※予約 (☎0942・33・6215)

家庭児童相談室 予約

- 平日 9:30 ~ 16:00 / 市役所内 ※予約 (☎23・1448)

こころの健康相談 予約

- 毎週月曜日 14:30 ~ 16:00 / 南筑後保健福祉環境事務所分庁舎 (八女総合庁舎) ※予約 ☎0944・72・2176

エイズ検査 予約 とエイズ電話相談

- 毎週月曜 14:00 ~ 15:00 / 南筑後保健福祉環境事務所分庁舎 (八女総合庁舎) ※予約 ☎0944・72・2812

弁護士多重債務・労働問題・DV被害相談 予約

- 毎週火曜 13:30 ~ 16:00 / 社会福祉会館 ※予約 ☎0942・30・0144

消費生活相談 (来訪または電話相談)

- 月~金曜 8:30 ~ 16:30 / 八女市役所消費生活相談窓口 ☎23・1183
- 毎週水曜 9:00 ~ 16:00 / 黒木支所 第3相談室 ☎42・1111

消費生活無料法律相談

- 7月21日(火) 13:00 ~ 16:00 / 八女市役所消費生活相談窓口 ※予約 ☎23・1183

電話相談

教育相談

- 平日9:00~17:00/八女市教育委員会 ☎0120・784・110

教育相談

- 無休・24時間受付/南筑後教育事務所 ※予約 ☎0942・52・4949

養育費電話相談

- 平日9:00~16:00/福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センター (☎092・584・3931)

交通事故相談

- 平日9:15~17:00/日本損害保険協会 そんぽADRセンターナビダイヤル (☎0570・022808)

犯罪被害者相談電話

- 平日9:00 ~ 17:45 / 県警察本部 (☎092・632・7830)

難病ホットライン

- 平日8:30 ~ 17:15 / 南筑後保健福祉環境事務所 (☎0944・72・2610)

多重債務相談

- 平日9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00/福岡財務支局 ☎092・411・7291

クレジット・サラ金・ヤミ金・違法年金担保相談

- 平日18:00 ~ 20:00 / 福岡県青年司法書士協議会 (☎092・724・9505)

高齢者総合相談窓口 (平日8:30 ~ 17:15)

【地域包括支援センター】

- 八女市地域包括 (本所内) ☎23・1203
- 八女市東部地域包括 (黒木支所内) ☎42・1119

【高齢者相談センター】

- 社会福祉協議会 (☎23・0294)
- 上陽支所 (☎54・3629)
- 黒木支所 (☎42・2131)
- 立花支所 (☎37・0036)
- 矢部支所 (☎47・3123)
- 星野支所 (☎52・3165)

7月に納めるもの

- 固定資産税 (2期)
- 国民健康保険税 (1期)
- 後期高齢者医療保険料 (1期)
- 介護保険料 (1期)
- 住宅使用料 (7月) ● 保育料 (7月)

納期限・口座振替日は7月31日(金)

※納税は、安全便利な口座振替をご利用ください。納期限内の納付にご協力ください。遅れると延滞金がか加算されることとなります。※納付書をなくされた人は担当課へご連絡ください。

▼人口と世帯 (5月31日現在)

| | | |
|-------------|--------|-------|
| 人口 | 66,672 | (-22) |
| 男 | 31,365 | (-3) |
| 女 | 35,307 | (-19) |
| 世帯数 | 24,503 | (+73) |
| ※ () 内は前月比 | | |

▼5月の異動

| | | | |
|----|------|----|------|
| 出生 | 35人 | 死亡 | 62人 |
| 転入 | 234人 | 転出 | 229人 |

▼5月の火災・救急の状況

| | | |
|--------|------|----------|
| 火災出火件数 | 6件 | (18件) |
| 救急出動件数 | 264件 | (1,410件) |
| 救急搬送人数 | 260人 | (1,364人) |

▼5月の交通事故の状況

| | | |
|-----------------|-----|--------|
| 人身事故発生件数 | 46件 | (201件) |
| 傷者 | 64人 | (271人) |
| 死者 | 0人 | (2人) |
| ※ () 内は1月からの累計 | | |

おたんじょうびおめでとう

| | | | | | | |
|---|---|--|--|---|--|--|
|  中垣 空ちゃん H26年7月1日生(馬場) お誕生日おめでとう! 大好きなお兄ちゃんと 元気いっぱい育つてね。 |  小井手 結美ちゃん H26年7月2日生(酒井田) お誕生日おめでとう。これ からも元気にすくすく 育つてね! |  田中 結乃ちゃん H26年7月2日生(柳瀬) お誕生日おめでとう。これ からも笑顔でたやき すくすく育つてね♡ |  中村 虹心ちゃん H26年7月3日生(龍ヶ原) いつもニコニコ虹心 ちゃん/これからも笑顔 で元気に育つて下さい! |  高橋 里緒ちゃん H26年7月5日生(室岡) 心豊かに、人に優しく、 思いやりのある子に 育つて下さいね。 |  東 蓮夏ちゃん H26年7月5日生(馬場) 1歳おめでとう☆笑顔 いっぱい元気いっばいの 毎日を過ごそうね♡ |  梅野 愛来ちゃん H26年7月8日生(祈禱院) ♡お誕生日おめでとう ♡これからもニコニコ 笑顔で大きくなれ♡ |
|  丸林 優仁ちゃん H26年7月10日生(馬場) ゆつくん1歳おめでとう! これからゆあちゃんと 仲良くね♡ |  原島 詩奈ちゃん H26年7月15日生(矢部村) 1歳おめでとう♡ニコ ニコ笑顔ですくすく育 つてね♡ |  藤木 奏星ちゃん H26年7月16日生(室岡) ☆1歳お誕生日おめで と♡☆これからも元氣 に大きく育つてね☆ |  濱田 蒼佑ちゃん H26年7月17日生(稲富) 祝1歳/蒼ちゃんのゆる い顔が大好きです。た くさん遊ぼうね! |  小宮 愛琳ちゃん H26年7月18日生(蒲原) 初めての誕生日おめで と♡/いつもニコニコ幸 せをありがとう! |  栗山 陽花莉ちゃん H26年7月19日生(室岡) 祝1歳! 元気いっばい大き くなあれ♡ |  松崎 聖玖ちゃん H26年7月19日生(酒井田) お兄ちゃんと仲良く、笑 顔で元気いっばい大き くなってね♡ |
|  一ノ瀬 絃巴ちゃん H26年7月24日生(立花町) 祝1歳♡個性豊かな兄姉 4人に囲まれて、あなた らしく歩んでください。 |  高木 七夏ちゃん H26年7月27日生(星野村) お誕生日おめでとう。 かわい笑顔はみんな 大好きだよ!! |  江上 大翔ちゃん H26年7月28日生(光) ☆大翔くん☆ happy birthday♡す くすく元気に育つてね! |  眞鍋 風蘭ちゃん H26年7月28日生(酒井田) 1歳HBD♡風のお顔で みんな幸せいっばいだ よ☆風蘭 Looove !! |  山下 愛咲ちゃん H26年7月31日生(長野) 愛が咲くであさき♡/♡ とママの所に生まれてき てくれてありがとう♡ | 満1歳のお子さまの写真を募集して います(ただし、市内に住民登録が あるか実際に住んでいる人に限る)。 氏名・生年月日・住所・簡単なコ メント(30字以内)を添えて、誕生日 前月の7日までに直接お持ちいた だくか、郵送でお申し込みくださ い。応募多数の場合は先着順とな ります。●申し込み=秘書広報課秘書 広報係 ☎23・1110 | |

茶のくに観光案内所のおすすめスポット

No.26

蝉の鳴き声が夏の訪れを知らせてくれるこの頃。今回は、黒木町にある築70年の古民家を活用した田舎料理・和食の店「黒木たかっぼ」を紹介いたします。

店主の城壽美香さんは嫁いで以来、約40年毎日農業に明け暮れる中、「何かしたい」と思いが募り、自分の得意なご汁とコンニャク料理なら出来る!そしてお客様を迎える際は、「たかっぼ(竹の器)で食べてもらいたい」と夢見てきました。店を始める際、後押ししてくれたのが嫁ぐ前准看護師として住み込みで働いていた頃の病院長でした。旧家屋の台所を快く貸して下さったことで活動に弾みがつき、新たなスタートを切ったときはすでに60代。覚悟を決め、ご主人には離農すると宣言し、商売のノウハウを学ぶ勉強会にも積極的に参加されたとのこと。平成20年



田舎料理 和食の店 黒木たかっぼ in 黒木町



に「黒木だご汁隊たかっぼ」として、イベント販売へ出店を行い評判が広まり、1年後には予約制の昼食をお座敷で提供できるまでになりました。ツバキの葉の箸置きや品々に敷かれたつわぶきの葉など、四季折々さりげない室礼に心が和みます。「たくさんのお客様と出会うことが出来て心から嬉しく、一つひとつのつながりを大切に つなげていきたい。一番大好きな黒木の空気が何よりの調味料になるんです」と満面の笑みでお話されました。山の幸のごちそうと故郷を思い出す「黒木たかっぼ」をぜひ堪能ください。

●問い合わせ先 田舎料理 和食の店 黒木たかっぼ(八女市黒木町今364※輝翔館正門前) ☎42・1057

●営業時間 昼11時30分〜14時 夜17時30分〜21時

●定休日 月曜日(駐車場有)

～ あたらしい郷土づくり～
ふるさとの恵みを生かし
安心して心ゆたかに暮らせる
交流都市 八女

■編集・発行 八女市役所秘書広報課秘書広報係
〒834-8585 福岡県八女市本町647番地
TEL 0943・23・1110 FAX 22・2186
■URL: <http://www.city.yame.fukuoka.jp/>
■E-mail: mail@city.yame.fukuoka.jp
※この広報紙は竹パルプ10%配合の環境に配慮した紙を使用しています



編集後記
いよいよ「梅雨」の季節となりました。災害を引き起こす「豪雨」はもう勘弁と思っていますが、ダムを潤す雨の恵みは生活に欠かせません。今年の梅雨が「慈雨」となることを切に願っている今日この頃です。(T・S)

FM八女の市民参加型番組「また読んでね!」宮沢賢治「雨ニモマケズ」の朗読コーナー、ひそかに挑戦してみようかなと思っています。(K・K)

水害で以前よりホテルの数が少なくなった地域もありますが今年も「ホテルまつり」が元気に開催されました。私の実家前にも、一匹二匹…。亡き父母がホテルとなって今年も帰ってきてくれました。(K・S)

FM YAME 80.1MHz NOW ON AIR!

FM八女制作番組 「がまだすワイド801」
毎週月曜～金曜 12:30～15:00 生放送!
※20:30～22:30まで毎日再放送しています。

